

用地調査等業務積算基準及び標準歩掛の改定概要

(詳細は新旧対照表を参照)

- 1 文書の体裁や用語の一部を変更する。
- 2 用地測量業務の機械経費及び材料費割合の一部を変更する。
- 3 調査業務の標準歩掛中、建物等の調査及び移転工法案の検討について、「生産設備の見積」に係る歩掛を追加する。
- 4 調査業務の標準歩掛において、次の歩掛の一部を変更する。
 - (1) 建物等の調査 工作物等の調査
 - (2) 権利調査 墓地管理者等の調査
 - (3) 移転工法案の検討 機械設備設計
- 5 調査業務の標準歩掛に係る人員について、次の歩掛に「主任技師」を追加する。
立竹木の調査及び算定、墳墓等の調査及び算定、墓地管理者等の調査
- 6 調査業務の歩掛の追加に伴い、表番号を一部変更する。
- 7 調査業務の標準歩掛において、「立竹木の調査及び算定」の歩掛の補正等について一部変更する。
- 8 標準歩掛における別表の設計数量表示単位一覧表を一部変更する。